

嘉島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年4月11日

嘉島町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

嘉島町は、東部に一部丘陵地を有するものの殆どが平坦地区であり、普通作を中心に戸農業経営が進められている地域である。また、地域によっては施設園芸（イチゴ、トマトなど）が行われている。

平成27年度に農地中間管理事業を活用して約3,400筆(457ha)の農地の利用権を認定農家と農事組合法人に設定し、現在、担い手への集積率は約93%となっている。今後は、効率のよい農業経営のための集約を計画的に行っていく必要がある。また、区画整理事業の施行により町全体において都市化が進み、今後益々農地の減少が見込まれるため、遊休農地の解消に取組み優良農地を少しでも多く確保していく必要がある。なお、後継者対策として、新規就農者への支援も積極的に行っていく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、「農地等の利用の最適化」を推進するよう、嘉島町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する嘉島町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年4月)	751 ha	0.8 ha	0.11 %
目 標 (令和9年3月)	699 ha	0 ha	0 %

注1：「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知に基づき、遊休農地の面積は令和8年度に「ゼロ」を目指している。

注2：管内の農地面積の現状の数値は、耕地及び作付面積統計における耕地面積より記入。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施については、チーム制や担当地区を協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年4月)	751 ha	697 ha	92.8 %
3年後の目標 (令和10年3月)	725 ha	653 ha	90.0 %
目 標 (令和17年3月)	699 ha	629 ha	90.0 %

注1：嘉島町の「農業経営基盤の促進に関する基本的な構想」(令和5年9月12日施行)に基づき目標を設定する。

注2：管内の農地面積の現状の数値は、耕地及び作付面積統計における耕地面積より記入。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和7年4月)	146 戸 (54 戸)	39 経営体	1 経営体	39 経営体	12 団体
3年後の目標 (令和10年3月)	147 戸 (55 戸)	40 経営体	1 経営体	40 経営体	12 团体
目 標 (令和17年3月)	148 戸 (56 戸)	41 経営体	1 経営体	41 経営体	12 团体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、町農政課と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再配分を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (令和7年4月)	1 人 (0. 6 ha)	0 法人 (0 ha)
3年後の目標 (令和10年3月)	2 人 (6. 0 ha)	0 法人 (0 ha)
目 標 (令和17年3月)	4 人 (12. 0 ha)	0 法人 (0 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 新規就農者への支援について

- 本町は前述したとおり、担い手への集積が進んでいるため、借入れ可能な農地自体が少なく、現時点での新規参入の受け入れはなかなか難しい状況である。しかしその反面で、農業者の高齢化が進んでいるという現状もあるため、町の新規就農者や親元就農者に対して個別面談を行うなどして、町の農業の活性化を促進する。

② 遊休農地の活用について

- 借入可能な農地が少ないという現状から、新規就農者に遊休農地の積極的な活用を勧め、そのための支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

嘉島町において作成した「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、嘉島町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力